

第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ローカルネット日本評価支援機構

②評価調査者研修修了番号

SK2021274
17-A009
21-A001

③施設名等

名称：	太陽寮
施設長氏名：	戸泉 茂樹
定員：	39名
所在地（都道府県）：	長崎県
所在地（市町村以下）：	島原市南崩山町丁2800-2
T E L：	0957-62-2054
U R L：	http://www.minorikai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1948/1/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 みのり会
職員数 常勤職員：	30名
職員数 非常勤職員：	2名
有資格職員の名称（ア）	認定心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	調理師
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	39室
施設設備の概要（イ）設備等：	医務室2室、静養室2室、浴室13室、調理室1室、トイレ29室、
施設設備の概要（ウ）：	事務室4室、洗濯室13室、遊戯室1室、図書室1室、会議室2室、
施設設備の概要（エ）：	宿直室2室、相談室1室、倉庫1室、運動場1室

④理念・基本方針

理念

- 「みのり会」は、一人一人の生命と個人の尊厳を大切にします。
- 「みのり会」は、全ての利用者のために誠実に奉仕し何よりも安全安心を第一とした事業の運営に努めます。
- 「みのり会」は、百有余年の歴史と伝統を活かし常に時代に適応した社会福祉の向上に邁進します。
- 「みのり会」は、地域の人々との絆を育み社会貢献活動の推進に努めます。
- 「みのり会」は、職員は、常に礼節を保ち自己研鑽に励むとともに協力して明るい職場づくりに努めます。

基本方針

- 運営方針・・・児童福祉法の定める児童福祉の理念のもと、児童養護施設太陽寮の円滑な運営を推進する為、長崎こども・女性・障害者支援センター、学校など関係機関ならびに保護者との連携を図るとともに地域との交流にも努め児童の権利擁護を最重点課題に職員一体となって明るく開かれた施設作りを目指す。
- 養育方針・・・一人一人を大切に明るく温かい家庭的な環境の中で生活しながら、豊かな心を育て、自立に必要な知識、技能や態度を身に付け、未来をより良く生きようとする子どもを育てる。
- 養育目標・・・①子どもたちが、「自分のことを好きになる」「ありがとうと言われることも」②「愛情いっぱい元気よし笑顔よし」「愛すること」「責任」「人の役に立つ喜びを伝える」③地域社会との関わり「ともに暮らす地域の仲間として絆ある関係づくり、必要とされる施設」

⑤施設の特徴的な取組

- 子どもたちは小規模化した6つのグループ（6人×2グループ、7人×4グループ）で生活を営み、明るく温かい家庭的な雰囲気の中で生活することで、人と人との繋がりを感じ、お互いを大切にしながら思いやりの心を育てている。
- 地域との交流を通して、ともに暮らす地域の仲間としての関係づくり、開かれた施設づくりに力を入れている。
- 島原の自然環境と触れ合い、多様な経験を重ねる中で生活する知識や技能を身に付けてながら潜在する能力を伸ばせるよう取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/5/1～2024/3/31
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）

⑦総評

◇特に評価の高い点

①家庭的養育を実践するための生活空間の整備

子どもの年齢や要望に応じて個室や2人部屋を提供し、プライバシーにも配慮した生活空間を整備している。台所やリビング等の共有スペースはグループ内で掃除や整理整頓の担当分担を決め、子どもたちが習慣が身につくよう支援している点は評価できる。また、全室床暖房であり、脱衣所、洗面台、リビングは快適に過ごせるよう配慮されている。共有スペースには子どもたちの決まり事や、行事の連絡、思い出の写真を掲示している。トイレや洗面台、浴室も綺麗に清掃され清潔保持に努めている点は評価できる。

②地域子育て支援事業との連携及び地域との信頼関係づくり

自治会活動や奉仕活動に積極的に参加し、地域の祭りの運営にも加わる等、常に地域を意識して活動している点は評価できる。地域との接点を数多く持ち、子どもたちの社会性が育み、また、地域住民を受け入れて交流を深めるために、多目的ホール、喫茶室などを整備し、学校の友人と施設で気軽に遊べるような環境を整えている。

③職員と子どもの関係性

経験が浅い職員は子どもの理解に努め、子どもと向き合いながら、いつでも頼れる存在として、時にはつらい思いをしながらも子どもとの関係性を築く為に、職員が一步踏み込んだ支援をどのような形で支援していくかを模索しながら取り組んでいる姿が窺え、現在、良いチームが揃いつつある中で、そのような姿勢は高く評価でき、今後、子どもが『大切にされている』と実感できるような更なる支援に期待が持てる。

◇改善を求められる点

①専門的ケアの更なる充実

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの個々の発達や特徴に応じて生活の中で細やかな配慮やケアが求められており、様々な職種が関わるができる人的体制を整備していくことが望まれる。また、職員と子どもとの認識の差（温度の違い）や、職員同士の経験値も異なる中で子どもが抱えている問題性や個別のニーズに応じた対応技術を臨機応変にカスタマイズしながら効果的な個別支援に繋げていくためにも更なる人材育成への取り組みと共に、定着を見据え、職員個々の研修計画の立案や、育成状況を評価し、職員の更なる専門性の向上を図る為の取り組みに期待する。

②子どもの満足を向上するしくみの整備

子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するための具体的なしくみを構築するまでには至っていない。今後、日常生活全般における養育・支援の質的向上の取り組みに向けて子ども参画のもとでの検討会議の設置や意見表明が苦手な子どもがいることを踏まえながら、子どもの満足の向上を目的とするしくみづくりの検討を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

毎回、丁寧な調査や聞き取りをして頂きありがとうございました。

今後、評価して頂いて子どもが「大切にされている」という実感が更に向上し、子ども達の最善の利益を提供できるよう努めてまいります。また今回明確にいただいた改善点を施設全体で見直し、子ども達にとってよりよい施設となれるよう一層努力してまいります。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	☐
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
入職時に理念・基本方針を職員に説明し周知するとともに、職員それぞれが持つネイビーファイル（個人ノート）に理念及び基本方針をファイルしている。年度初めの職員会議を通じて寮長より理念・基本方針に関し説明を行っている。施設の理念・基本方針を明文化し、ホームページ、リーフレットなどに、当施設の運営方針、養育方針、養育目標等を明記しており、施設の目指す方向や考え方を読み取ることができる。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	☐
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	☐
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
法人・施設として社会福祉事業全体の動向を把握し、子どもの数や施設入所を必要とする子どもの推移を把握し、「社会的養育推進計画」の内容を踏まえ適切な経営状況や課題分析に努めている。「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、職員への周知を図りながらできる限り家庭的な環境の下での養育を目指し小規模グループケアに取り組んでいる。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

【コメント】

経営状況や課題は、法人の理事会等を通じて役員・監事に報告し共有している。一人ひとりの職員の資質の向上などの課題を共有している。今後、取り組むべき経営課題をより明確化するとともに、職員への周知を図りながら、改善に向け具体的な取り組みが行われていくことを期待したい。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者
評価結果

①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○

【コメント】

「社会的養護推進計画」に基づき、小規模、高機能化に取り組んでいる。5～10年間の中・長期的な計画を明確にし、現在は児童家庭支援センターひだまりを運営すると共に、今後は一時保護も視野に入れ、地域の関係機関との連携強化や社会資源とのネットワークを作りに取り組んでいる。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

事業計画には法人及び施設の理念及び運営方針のほか、支援・サービス、運営資源(キャピタルマネジメント)を明記している。今後、施設の取り組みを数値目標や具体的な成果等を設定して実施状況の評価が行えるよう策定するとともに、各部署の職員の意見を具体的に反映し全職員で事業計画を立案する取り組みに期待したい。また、職員は当該計画に対し、より理解促進に努めることが望まれる。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】

事業計画について、年度末には部門毎に評価を行っている。年度初めの会議では今年度実施予定の事業概要を具体的に周知を図っている。当該年度に実施した事業は事業報告書として運営状況や実施した事業名・行事・職員の研修参加状況等具体的に策定している。今後、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて策定・評価を行うしくみを整備することが望ましい。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	---------------------------------	---

☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすい工夫を行っている。	○
☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【コメント】

面会室に事業計画に関する主な内容が分かる資料等を置き子どもがいつでも閲覧できるようにしている。入所時には施設における約束事や生活のことをまとめたしおりを活用して周知している。保護者会は設けておらず、事業計画に関し、質問等がある保護者にはその都度丁寧に説明するようにしている。今後、子どもや保護者等に対して参加を促すための周知のあり方には更なる工夫を講じ取り組むことを期待したい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【コメント】

毎年自己評価を実施すると共に、継続的に第三者評価を受審し、評価結果を共有しPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上に努めている。子どもの個々の発達や特徴に応じたケアが求められており、施設として更なる職員の専門性の向上が必要であることを認識されている。今後、更に実効性の高い改善活動とするため、第三者評価等の評価結果を分析・検討する場を明確にして取り組むことを期待する。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○

【コメント】

施設内コミュニケーションツールSlack（スラック）を活用しながら職員間で子どもに関する様々な情報を共有し、改善への取り組みを行っているが、評価結果の分析やそれに基づく課題の文書化には至っていない。尚、各部門では改善に向けた活動が行われ、必要に応じて研修等を実施しており、全体への周知が課題となっている。今後、改善計画を策定するしくみを構築するなどして職員参画のもと計画的な改善の取り組みに期待したい。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 | ☐ |
| ☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。 | ☐ |

【コメント】

寮長は施設の各会議等に出席して施設が目指している方向性を説明し、また、自らの役割と責任について職務分掌、組織図等で職員に周知を図っている。施設長不在時は主任に指揮・判断を委ねる体制を整備している。

②

11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 | ☐ |

【コメント】

児童福祉に関する法令のほか労働基準法や施設運営に関する関係法令など、施設長は遵守すべき法令等の把握に努め、職員会議や全体会議等を通じて、法令遵守に対する意識向上を図っている。現場職員には主任等を通じた日々の業務指導や管理を行っている。職員研修や職員会議等の機会を通じて職員へ必要な法令の周知を図り、職員の理解に向けた取り組みを行っている。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①

12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

b

- | | |
|--|-----------------------|
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 | |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 | |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 | ☐ |
| (社会的養護共通)
☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。 | ☐ |

【コメント】

施設長は養育・支援の現状について把握し、家庭的養育体制による支援の向上に努めている。職員には客観的な視点で助言や指導を行い、改善のための具体的な取り組みを示すなど指導力を発揮している。今後、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取り組みの検討を期待したい。

②

13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 | |
| ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 | |

【コメント】

施設長は経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事や労務、財務等を踏まえ職員が働きやすい環境整備や人員配置に努めている。職員には日常の支援場面や会議等を通じて職員の声を把握し、経営の改善や業務の実効性の向上に向け努めている。尚、人員配置や職員の働きやすい環境整備といった面では更に取り組む余地があり、今後一層の改善を期待したい。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

事業計画に運営資源(キャピタルマネジメント)を謳い、法で定められた専門職員を配置し、人材確保・育成策を講じている。採用活動では、実習生、インターンシップ、ボランティアの受入や職場説明会等への積極的参加等、人材確保に努めている。今後、支援の必要性の高い家庭に対する在宅支援も視野に入れており、専門職の配置等、必要な福祉人材確保策を更に進めることを期待したい。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	○
	□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	

【コメント】

事業計画に運営方針、子育て方針、子育て目標(目指す子ども像・養育態度・地域社会との関わり)を明示し、また、「あなたの「夢」を実現させる自分10箇条」を全職員に配布・面談をして職員本人が描く将来像や職員会議等で職員としての姿勢を伝えている。但し、人事基準・処遇改善について職員へ周知や理解が十分にできていないことが窺える。働きやすい職場環境を具体的に整備していくためにも、今後、人事基準・処遇改善の仕組みを職員へ周知し取り組むことが望まれる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
	□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	

- | | |
|--|--|
| ☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 | |
| ☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 | |

【コメント】

職員の就業状況の適切な把握に努め、有給休暇の取得状況や時間外労働など職員の就業状況を把握し、必要に応じて職員配置の見直し等を行っている。今後、勤務時間の適正化、育児休業、介護休業規程の整備等、職員のワークライフバランスに配慮すると共に定期的な個別面談や相談対応の充実など、働きやすい職場づくりへ更に取り組むことを期待する。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

職員が上司と面談する機会を設け目標管理シートを用いて確認しているが、令和4年度は中間での面談ができず適切な進捗管理はできていない。今後、職員一人ひとりの目標設定と達成度の確認などの目標管理が十分に機能し、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的なしくみの整備を期待したい。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

ユニットのリーダーを中心に、ユニット毎に具体的な目標を設定し、職員の自己評価及び相互評価(ワンオンワン)を実施し、振り返りや次年度に向けた目標設定等を行っている。内部研修開催時にはパート職や臨時職にも可能な限り研修参加を促している。今後、職員個々の目標管理について達成度の確認を行うとともに、キャリアパスの仕組みとも連動・整合しながら研修計画を評価・見直ししくみを整備することを期待する。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	○

【コメント】

職員の経験や習熟度に応じて階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等幅広い教育・研修に参加できる研修体制を整備している。外部研修等には必要に応じてオンラインで参加できる環境を整え、職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるよう配慮している。施設内のスーパービジョンのしくみとしてユニットリーダーが意識を持ってスーパーバイザーとして関わり、適宜指導・助言を行っている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	○
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

実習生等の受入れは、実習に関するマニュアルを整備し、県内の学校を中心に九州圏域の学生を積極的に受入れている。実習生受け入れにあたり、実習担当職員を窓口として各関係校と連携を図っている。社会福祉士や保育士の養成プログラムや実習指導要綱に則り、効果的な育成、受け入れに努めている。実習後、当施設へ就職につながったケースもあり、学園の雰囲気・良さが感じられるよう継続して取り組んでいる。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

【コメント】

経営主体である社会福祉法人みのり会のホームページで、基本理念や基本方針のほか、定款、役員名簿、事業計画、決算等を明らかにし、関連施設を含めた各種情報を公開している。子どもたちの生活の様子や活動内容は個人情報に配慮しながら広報誌等を配布して周知を図っている。第三者評価結果は全国社会福祉協議会及び長崎県のホームページにて公開している。第三者評価受審後は、職員が振り返りを行う機会を設けている。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【コメント】

経理規程を整備し、経営や財務管理の職務分掌を明確にしている。外部監査は顧問税理士と契約し定期的にチェックする体制を整備している。行政の監査による指摘事項等があれば、迅速に対応し、経営改善につなげている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○

【コメント】

事業計画の中に地域支援を謳い、前年度は地域の運動会や、ものづくり活動、水ようかん作り配布、餅つき大会、鬼火焚きに参加して地域住民や団体と交流した。また、放課後デイサービス事業所や、ラグビースクール、地域の催しに職員がボランティアとして参加するなど、地域の社会資源と関わりを持っている。施設へ友人が遊びに訪れることも歓迎している。子どもたちによるレオクラブの活動を通じた地域清掃活動や、独居老人のゴミ出しを手伝うなどの奉仕活動によって施設の理解や地域とのコミュニケーションに繋がっている。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【コメント】

学習ボランティアやピアノ音楽ボランティア等の受け入れが行われており、注意事項、守秘義務のことなど口頭で事前説明を行っている。職員は地域から依頼を受けて清掃活動などのボランティア協力を行うこともあり、職員と子どもと一緒に地域住民とかかわりながら地域社会の活動に参加できるよう取り組んでいる。但し、ボランティア受け入れに関する基本姿勢は明文化していない。ボランティア受け入れ規程やマニュアルを通じて基本姿勢を明文化し整備することが望まれる。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

長崎センター、佐世保センター、学校、病院、放課後デイサービスなど施設と関わりのある社会資源を明示したりリストを作成している。PTA活動には施設職員役員を引き受けるなど直接関わっており、学校行事や活動内容を手入している。退所が近い子どもには、退所に向けて自立支援事業所などの関係機関と連携を図っている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	□施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

施設内に地域の方が気軽に立ち寄れるよう地域交流スペースを設けたり、施設ホールを開放し講演の聴講や、子育て相談窓口の設置、学習支援など、地域住民との交流を通じて地域の課題の把握や解決に向け取り組んでいる。学校や児童相談所等とは日常的な情報交換のほか定期的に連絡会議を開催し、関係機関との連携に努めている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

園庭開放や、地域の防災訓練等に参加する等、多様な機関等と連携して地域コミュニティの活性化に貢献している。災害時の一時避難所及び母子避難所(福祉避難所)として市と協定を締結し、災害時の福祉避難所としての役割を担っている。レオクラブの活動を通じた子ども達の地域清掃活動や独居老人のゴミ出しを手伝うなど、社会福祉分野のみならず地域コミュニティの活性化や地域づくりに貢献している。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者
評価結果

①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】

職員へ倫理綱領を示し、子どもの立場に立った養育・支援の基本姿勢について全体で共有を図り、職員の入職時には理念や基本方針を説明し理解を促している。月1回「児童の権利と最善の利益を守り豊かな心を育む委員会」を開催し、日常的に子どもを尊重した養育・支援について共通認識を持って従事するよう努めている。虐待防止月間である11月には虐待に関する勉強会を行った。中高生には児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について説明している。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	○
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【コメント】

各グループとも基本的に中高生は個室の環境を整備している。2人部屋の場合はプライバシーに配慮した工夫を講じている。職員は性差による配慮、居室への立ち入り、手紙の開封、入浴、排泄など共同生活を営む上で配慮すべき事項を取り決め実施している。子どもには権利ノート等を用いて説明し注意喚起を行っている。今後、子どもへのプライバシー保護について規程・マニュアル等を作成し、周知することが望まれる。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	☐ 見学等の希望に対応している。	○
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

【コメント】

施設にリーフレットを整備し、見学や面会時などには誰でも閲覧できるようにしている。施設見学の希望には随時対応している。児童相談所の措置を前提に入所を受け入れ、職員は子どもや保護者へ丁寧な説明に努めている。支援内容等は定期的に保護者に情報提供し、必要に応じて見直しを行っている。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

養育・支援開始時はリーフレットやしおり等を用いて施設の運営方針・養育方針・養育目標と沿革やプログラムなど施設での生活の様子が分かるよう説明している。また、「みんなのやくそく」を用いて子どもが施設で生活する上での具体的事項や留意項等を分かりやすく説明している。今後、子どもや保護者等の自己決定の尊重や同意を得た記録等に配慮したルール化に取り組むことを期待する。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	--	---

☐	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
☐	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
☐	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
☐	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

措置変更や家庭復帰までのケース記録を整備している。地域・家庭へ移行する子どもには退所後の支援の継続性に不利益が生じないように配慮した対応に努めている。必要に応じて入所児童及び保護者のフォローアップ協議対象児童個別調査票を用いて確認・共有を図っている。退所する子どもには退所後にも相談できることと連絡先等について、担当職員と家庭支援専門相談員が説明している。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
	□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	
	□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

【コメント】

各ユニットによるグループ単位で子ども会を行い、職員も参加して子どもからの意見や要望等を聴取し、必要に応じて職員間でも検討することで子どもの満足に対する意識の向上を図っている。また、不定期に茶話会形式の意見交換の場を設けており、子どもの要望や意見の把握に努めている。但し、子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するための具体的なしくみを構築するまでには至っていない。今後、子ども参画のもとでの検討会議の設置や意見表明が苦手な子どもがいることを踏まえながら、子どもの満足の向上を目的とするしくみづくりの検討を期待したい。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

施設内に意見箱を設置し、子どもがいつでも意見を述べるができるようにしている。苦情解決のしくみが分かる資料を面会室、個別処遇室に掲示し、必要に応じて分かりやすく説明している。子どもから意見や要望が挙げられるケースはあるが、直近で苦情に至る形で挙げられた事例はない。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
---	---------------------------------------	---

- | | |
|--|---|
| ☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 | |
| ☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 | |
| ☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 | ○ |

【コメント】

日常生活の中で各ユニットの職員が子どもの意見を聴くようにし、子どもが意見を述べやすい関係づくりに努めている。相談内容等によっては個室で対応できるよう配慮している。意見箱への投函が続いたことがあり、全体会議を通じて子どもの意見をどのように反映できるかを検討している。今後、複数の相談方法や相談相手を自由に選べることを子どもや保護者等にあらためて周知することが望まれる。

- | | | |
|---|--|---|
| ③ | 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | b |
| | ☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 | |
| | ☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。 | ○ |
| | ☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 | ○ |
| | ☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 | ○ |
| | ☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。 | |
| | ☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 | |

【コメント】

職員は子どもからの相談には傾聴に努め、必要な情報については全体に周知し養育・支援の向上につながるものについては、取り入れるようにしている。迅速な対応が求められる場合はコミュニケーションツールSlack（スラック）や職員会議等で情報を共有し組織的な対応を図っている。子どもからの相談や意見は苦情解決と同様のしくみで対応している。今後、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等の検証・見直しを定期的に行っていくことが望まれる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

- | | | |
|---|--|---|
| ① | 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | b |
| | ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 | |
| | ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 | ○ |
| | ☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 | |
| | ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 | |
| | ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 | ○ |
| | ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 | |

【コメント】

事故発生時（交通事故、不審者、防災、地震）の対応マニュアルを作成して手順や訓練も児童、職員一緒に定期的に実施している。業務分担にて設備備品、遊具、危険箇所、危険物等毎月点検し安全に努めている。保護者による強引な引取りや困難なケース等は児童相談所からの情報を施設内コミュニケーションツールSlack（スラック）にて共有し、不審者情報も学校と連携して児童の安全確保に努めている。問題が発生した場合は先ずユニットのグループで対応し、発生要因や再発防止を検討し各棟ユニットのグループにも共有し検証・見直しを行っている。

- | | | |
|---|---|---|
| ② | 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a |
| | ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 | ○ |
| | ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。 | ○ |

☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	☐
☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	☐
☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	☐

【コメント】

衛生管理マニュアル、感染防止マニュアルを整備し、感染予防等に関し医療担当職員が定期的に研修を実施している。特にコロナ禍においては職員への周知徹底に努めている。協力医によるインフルエンザの予防接種や定期的な健診を実施しており、子どもの健康管理に努めている。感染症が発生した場合は他の子どもに感染しないようトイレ、ベッドを整備した隔離室を設けており、子どもが療養できるよう配慮され、職員が近くで見守る態勢ができています。学校との連携にて感染情報等を職員間で共有し、日頃よりうがいや手洗いの励行と発熱対応に注視しながら職員一丸となって早期発見・早期治療に努めている点は評価できる。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	☐
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	☐

【コメント】

避難訓練は消防計画書に基づき実施し、抜き打ち訓練を実施するなど緊急時に対応できるよう実効性を高める訓練により防災意識を高めている。地震発生時対応マニュアルや台風対策を作成し、有事の際の役割分担等の周知を図っている。災害時に飲料水や食料等3日分程度を提供できるよう備蓄しリスト化している。現在、BCP(事業継続計画)の作成に取りかかっており、今後、災害や感染症発生の際に養育・支援を維持し事業が継続できるよう早期にBCPを策定すると共に、BCPに基づき具体的に訓練や研修(シミュレーション)に取りかかることが望まれる。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】

権利ノートを基に施設独自のルールを盛り込んだ太陽寮日課表を作成している。尚、日課表の書式内容も経年により改訂が必要であることを認識されており、内部研修等にも活用する意向である。日頃の支援は各グループにて実施しており、職員会議で養育・支援について話し合い、職員間で共有している。権利擁護事業の一環として子どもの自治会を作り、日常生活の中で子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護の考え方にも触れ、職員が関わりを持ちながら養育・支援を実施している。今後、自立支援計画の実践状況、子どものニーズや変化など自立支援計画への反映に職員が共通意識を持ち、標準的な実施方法の検証見直しにあたっては子ども等からの意見や提案が反映されるようしくみを構築することを期待する。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐

☐ 検証・見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

【コメント】

自立支援計画の見直しを半年に一度実施している。各ユニットのグループにて実施内容の検討・見直しを行い、ユニット会議を通じて職員間で共有している。検証・見直しに当たり、子ども本人の意向等を確認している。特に進路に関わる事は本人の意向を考慮し、進路選択の内容を反映し立案している。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

関係職員(グループリーダー)で協議を行いアセスメントシートを新しい様式にしている。状況を正しく評価分析できるように、衣・食・住・体の健康・心の健康・家族関係・学校関係・対人関係の解決すべき課題・良い点・強さ・できること・医療的ニーズなど網羅した内容になっている。子どもの具体的な養育・支援の内容を明示し職員間の統一した支援に繋げている。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

子どもの現状に応じた自立支援計画を作成し、計画策定、評価・見直し、記録を定期的(6か月毎)に行い、緊急の見直しが必要な場合は速やかに対応している。児童相談所と連携して入所の経緯や課題点を把握した上で子どもの目線で自立支援計画を立案している。アセスメントし、課題抽出して日常生活を振り返りながら個々の子どもに沿った支援に努めている。各グループ事の決まり事や基本的な生活ルール(洗濯・掃除・調理)等、年齢に応じた支援や取り組みが窺え、子どもが苦手な事は時間をかけて職員と一緒に取り組んでいる。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○

	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

定められた様式にて、個人記録・個人医療記録を作成されている。日々の記録と職員内の情報はアプリのSlack（スラック）にて、共有している。子どもに関わる情報等は定期的なグループミーティングや職員会議を開催し情報収集に努め、コミュニケーションツールSlack（スラック）を活用して情報を共有している。職員、グループリーダー、ユニットリーダー、施設長と連携がなされており、職員間の関係性もよく円滑な業務が見て取れる。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	

【コメント】

記録や個人情報の管理について、職員会議や各グループ会議で職員へ周知している。保護者には児童相談所からの措置において説明され、施設として個人情報の取り扱いに配慮している旨を家族に伝えている。今後、個人情報保護及び情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子ども等への配慮等の個人情報の取扱い及び不適切利用等の対策・対応の各規程等について、全職員の認識を高める教育や研修の充実等、取り組むことを期待する。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐

【コメント】

「職員ノート」には権利擁護について、子どもの人権、プライバシー保護、規範等のほか虐待マニュアルをとじ込み整備しており、子どもの権利擁護に関し徹底し、それを指標として職務遂行や改善に主体的に行動していけるよう取り組んでいる。毎月、豊かな心を育む委員会（通称豊ここ）を開催し、苦情受付担当者が内容・テーマを設定し、権利擁護に関する研修会を開催している。子どもの権利ノートを全員に配布しているが、子どもに向けた勉強会等の実施はこれからとの事で、今後の取り組みに期待したい。

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	

☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐

【コメント】

グループの中には知的障害や発達障害を持つ子どももいるが、職員は子どもの個性として関わりを持ち、他人を傷つけたり脅かすなどの目に余る行為がある場合はしっかりと指導を行い、日々養育の中で関わっている。生活の中で子どもたちは大切な存在であることを様々な場面で話し、子どもの年齢や発達状態に応じて子どもの権利について説明している。「児童の権利と最善の利益を守り、豊かな心を育む委員会」を設置し、職員が常に子どもの視点で支援している点は評価される。

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	

【コメント】

生い立ちを自ら積極的に知りたいという子どもがいない為、入所に至るまでの過程や状況に応じ慎重に判断し、伝えるタイミングや方法は子どもの年齢や発達状況に応じて慎重に事実を伝えるよう努めている。子どもが家から持ってきた物(宝物)は個々の子どもが大切に保管している。各グループの成長の記録として施設行事や生活の中の様子の写真を部屋や居間に飾って思い出として振り返っている。施設での思い出は卒園の時にアルバム(DVD)として渡している。今後、成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋げることを期待する。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

被措置児童虐待対応マニュアルを作成し、問題発生の際は、施設長による事実確認・調査がなされ、長崎県子ども家庭課に通告するよう事案発生時の対応をチャートで分かりやすく示している。施設内には意見箱を設け、副主任が毎日確認し、事案に応じて問題解決に向けた会議を開催している。施設内の子ども自治会で挙げた要望や苦情を各グループで話し合う場を設け、子ども自身が課題解決に向け主体的に関われるようにしている。子どもの権利を守るチェックリストやガイドラインを活用した職員研修を実施し、虐待に関する勉強会等にて周知が図られている。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
	☐ 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	

【コメント】

入所時に子どもの情報を把握・理解し、子どもの情報をコミュニケーションツールSlack（スラック）にて職員間で共有し、子どもが不安にならないよう体制を整えている。どうしても不安な子どもには一時保護として入所し、その後、適応できるようであれば継続した入所となるよう配慮している。事前に施設見学を行ったり、担当職員や家庭支援相談員が面会を行うことで不安軽減に取り組んでいる。入所にあたりユニットの子ども達にも伝え、温かく迎えることができるよう受け入れの準備をし、安心して新生活を送れるよう配慮している。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	

【コメント】

自立支援担当職員を配置し、退所後の相談窓口としている。退所後に本人から連絡がある場合もあるが、連絡がない子どももいる為、退所後1年～2年は定期的に連絡を取り、生活状況を確認するようにしている。今後は長崎のNPO法人と連携して退所後の就職先や自立支援のサポートを行う取り組みも予定している。進学する子どもには奨学金制度や大学からの学費免除などの情報を伝え、子どもが選択できるよう支援している。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○

	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
【コメント】		
職員は子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験等に伴う苦痛・怒り、見捨てられ感も含め、背景にある心理的理解、課題の把握に努め、受容的支援的な態度で寄り添い、子どもに向き合っている。尚、子どもへの対応の難しさがある中で、信頼関係を構築するために模索している姿が窺え、子どもの考えや思いを汲み取るひとつのツールとしてアンケート調査を活用するなど今後の取り組みに期待したい。		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別に触れ合う時間を確保している。	☐
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
【コメント】		
入所に生活の決まりを子どもへ伝え、グループケアを通して睡眠や食事など子どもの基本的欲求が表出しやすい環境に配慮している。食事では食欲を満たすだけでなく食具の使い方や食事マナーも身に付けられるよう支援している。年齢に応じた養育支援を考慮し、部屋割りやグループ分けにも子どもの意思を大切に、子どもが抱えている生理的・心理的欲求に対応できるよう努めている。ワンオンワンによる個別活動では、職員が子どもと散歩に出掛けたり、バッティング活動で一緒に汗を流したり、学校が休みの日は職員と一緒に部屋掃除をしたりとその子の苦手な部分を支援しうまくいかない場合は子どもと話し合っている。		
③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うよう見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐
【コメント】		
子どもたちが生活における問題や課題について、各グループで主体的に検討する機会を日常的に設け、子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うよう職員は可能な限り干渉せず、見守り、働きかけを行っている。職員は子どもの状況を把握し、受容的・支援的な関わりを持ち、時には注意や指導等適切に行いながら、今後の取り組みにつなげるようにしている。		
④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	

☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	☐

【コメント】

施設に長年ピアノ指導のボランティアが訪れ、現在は8名がその指導を受け、発表会などでその練習成果を披露している。子どもには習い事を通して習得するための目的・目標を持ってもらい、計画的に最後までやり遂げる大切さを身に付けられるよう取り組んでいる。年齢に応じた書籍を整え、学校の友だちと園庭で一緒に遊んだり、友だちの家に遊びに行くなど可能な限り子どものニーズに応えている。低年齢の子どもは太陽クラブ（放課後クラブ）で自然と触れ合う活動や、年間を通してバーベキューや餅つき大会等、地域住民を招待した交流や、レオクラブ（ライオンズクラブ）を通じて公園のイルミネーションの飾りつけを行うなど、学びの場や交流の場として取り組んでいる点は評価できる。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

入所時に生活のしおりを子どもに配布し、施設の約束事を丁寧に説明している。生活のしおりには低年齢児にも分かるようふりがなを付けている。子どもたちが日常生活の中で挨拶をし、グループ内で振り返りを行いながら人とのコミュニケーションを積極的に取っていきえるよう支援している。地区行事における鬼火や駅伝への参加、地域のクラブ（ラグビー）活動に参加する等、地域に出掛け社会性を習得する機会を設けている。高校生からスマートフォンを使用でき、学校の連絡事項や情報はLINEも活用できるようにしている。

（２） 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気の中で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

グループ毎に調理できるスペースを確保し、家庭的な楽しい雰囲気の中で食事を提供しており、各グループのキッチンには綺麗に整理整頓され、清潔が保たれていた。子どもと職員と一緒に調理をしながらその日の出来事や話題などコミュニケーションをとり、偏食がある子どもには美味しく食べてもらえる工夫を行っている。メニューは子どもたちが考え、買い物から食事の後片付けまで行っている。調理している過程で匂いや音など食育にも配慮し、また基礎的な調理技術も身につけられるよう機会を設けている。

（３） 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐

☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

衣類の購入には希望する施設の子どもたちと一緒に買い物に出掛け、個性に合ったものや好みに合ったものなど自己表現できるよう支援している。衣服は予算の中から子どもの成長に合わせて季節に合った好みのものを購入するようにしている。汚れた衣服や補修が必要なものの区別は、職員がその都度配慮している。また、洗濯指導を行い状況によって職員が手伝ったり、洗濯後の保管が苦手な子どもには職員と一緒にやっている。

(4) 住生活

① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

【コメント】

居室は清潔で整理整頓され、お気に入りのフィギュアやぬいぐるみ、ポスターなどを飾り、居心地の良い空間が確保されている。2人部屋はプライベートが確保できるスペースを確保し、ベッドが備えられ、その子の習慣に合わせた配置や動線にて対応している。全室床暖房であり、脱衣所、洗面台、リビングは快適に過ごせるよう配慮されている。共有スペースには子どもたちの決まり事や、行事の連絡、思い出の写真を掲示している。トイレや洗面台、浴室も綺麗に清掃され清潔保持に努めている。

(5) 健康と安全

① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理が必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

個人医療記録を作成し、定期的に受診や健康チェックを行い、子どもの健康管理に努めている。月一度の身体測定、予防接種等、医療機関と連携して支援が行われている。子どもに関する情報はコミュニケーションツールSlack（スラック）を用いて職員間で共有している。服薬管理も事故防止のため職員によるダブルチェックを行っている。心理療法担当職員を中心に子どもの心のケアに高い意識を持ち、心理・情緒面でも配慮し家庭的な養育に取り組んでいる。

(6) 性に関する教育

① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	☐

☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
☐ 性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	

【コメント】

子どもの誕生日の際には命の大切さや命の教育を行っている。性に関し、日常生活の中で成長と共に不安や気になることは職員に直接問いかける子どももいる。職員はその都度成長とともに起こる事だと説明し、不安を取り除くようにしている。女子は女性職員に、男子は男性職員に性の悩みや気になる事を話せるよう取り組んでいる。子どもに対し、性に関する学習会など開催しておらず、今後、子どもの年齢や発達段階に応じたカリキュラムを整備し、性について子どもが正しい知識や異性への関わり方について学ぶ機会を設けることが望まれる。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	☐
☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	
☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

現在、自傷他害をする子どもはいないが、時折、居室の壁をたたくなど、物にあたる行為があった。その際は背景にある問題を抽出し、本人の感情や心理的なストレスを表した行動に対し、他児への影響等を考慮しながら本人の人格を否定しないなどの配慮をする対策を取っている。ケースによっては児童相談所や専門医療機関等と協議を行っている。今後、子どもの行動上の問題があった場合は職員が統一した支援ができるよう子どもからの不適応行動に対すマニュアルを整備することが望ましい。

② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	☐
☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっていく。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	
☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

入所の際、児童相談所からの情報に基づいて子どもの生活に関するグループを編成をしている。子ども間の暴力、いじめ、差別等が施設内で生じないよう入所時に「生活の手引き」を活用して施設の約束事について説明し、ユニットの会議の中で話し合いを行っている。新しく入ってきた子どもや障害を持った子どもに対する差別は見受けられない。

(8) 心理的ケア

① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	

☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

心理療法担当職員を中心に自立支援計画を作成し、家庭的な養育に取り組んでいる。心理療法室は子どもがリラックスできるようぬいぐるみや玩具、絵本などを置き、照明にも配慮してプライバシーを確保した空間を整備している。自立支援計画に基づき心理支援プログラムを策定し、心理療法を実施して職員間で共有しているが、あまり成果があがってないとのことであった。現状において、心理療法が必要な子どもはほぼ全員であり、施設内だけの心理療法士だけでなく、児童相談所の心理療法士や、児童心理治療施設と連携を図り支援している。他の関係機関との連携は評価されるが、心理療法士だけでなく、他の職員もスキルを高め、養育・支援の質の向上へと繋げていくためにもスーパービジョンの体制整備が待たれる。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

各部屋の勉強机は年齢に応じた机が設置されており、明るく静かな環境づくりに配慮されている。ほとんどの子どもがリビングルーム（共有スペース）で勉強をしており、個々の子どもに合った学習支援を行っている。進路選択については、学校や特別支援学校と協力体制ができています。元教員の方がボランティアで学習を支援し学力アップに繋げている。現在は学習塾に行ってる子どもはいないが、本人の希望により対応可能である。障害のある子どもには特別支援学級や特別支援学校への通学を支援している。児学力が低下している子どもに対しては、本人の弱点などについて学校教員から助言を得て学力の回復に向け支援している。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

子ども自ら進路を決定できるよう必進路選択に必要な資料、判断材料を提供し、成績や奨学金等、話し合いの場を設けています。児童相談所や保護者の意向も確認し、自己決定を尊重している。経済的な不安にも奨学金や経済的援助の仕組みについて情報を提供し、本人が望む進路の実現に向けて支援している。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

地域における職場体験の受け入れ先は限られており、社会経験や社会のしくみ・ルールなどを習得する機会は乏しいが、地域の企業と交流する機会を通じて経験できるよう努めている。園芸活動や畑作業など、作物ができるまでの工程や、収穫の喜びなど、食の大切さや就労の大変さを学ぶ機会があり、子どもの経験値となっている。アルバイトは、特に規制していないが、学校との両立は難しい面がある。以前は通信学校に行っていた子どもが、放課後等デイサービスのアルバイトを行っていた。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

入所の際、施設の方針を家族に説明している。児童相談所から許可が下りた子どもには面会や一時帰宅等を取り入れ、家族との継続的な関係づくりに取り組んでいる。面会、外出、一時帰宅等を取り入れながら子どもと家族の継続的な関係作りに取り組んでいる。家庭支援専門員を中心に家庭復帰や家族再統合の役割を明確にし、保護者とのコミュニケーションを図っている。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

児童相談所と密に連携し家族との再構築に取り組み、面会や外出、外泊等の調整を行い、家族との関係の継続、修復、養育力の向上等に取り組んでいる。家庭復帰支援も行ってきたが、失敗に終わったケースもある。今後、家庭支援専門相談員が中心になり、自立支援計画を基に、ケース見立てや現実的な取り組みを可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、親子関係の再構築のための支援方針を明確にし施設全体で共有して取り組むことが望まれる。